

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																							
	支給対象者	支給率又は支給額																																									
6 特地勤務手当等	山間地その他交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員。	6級(給料+扶養手当)×25% 5級 同 上 ×20% 4級 同 上 ×16% 3級 同 上 ×12% 2級 同 上 ×8% 1級 同 上 ×4%	給料の支給日																																								
	特地公署又は準特地公署への異動に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当が支給される。(6年間)	(給料+扶養手当)×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕	同上	45.5.1から																																							
7 へき地手当等	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校又は中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員。	5級(給料+扶養手当)×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8% 準1級 同 上 ×4%	同上																																								
	へき地等学校への異動に伴って住居を移転した職員には、へき地手当に準ずる手当が支給される。(6年間)	(給料+扶養手当)×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕	同上	45.5.1から																																							
8 超過勤務手当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時から午前5時の勤務…………… ○上記以外の時間の勤務…………… ○休日の勤務……………	1時間の額 = $\frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.5}{52 \times 44}$ 1時間の額 = $\frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.25}{52 \times 44}$	翌月の給料 支給日																																								
9 宿日直手当	宿直又は日直勤務等を命ぜられた職員。 宿直または日直…………… 土曜日の半日直……………	1回につき 2,400円 1回につき 1,200円	給料の支給日	51.4.1から 改定																																							
10 期末手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。 3月1日…………… 6月1日…………… 12月1日……………	(給料+扶養手当)×(期間率) 50…………… 100…………… 140…………… 100…………… 200…………… 100……………	3月15日 6月15日 12月5日	51.4.1から 改定																																							
11 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。 6月1日…………… 12月1日……………	(給料)×(期間率) 50…………… 100…………… 60…………… 100……………	6月15日 12月5日	51.4.1から 改定																																							
12 寒冷地手当 (基準額)	寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員。ただし基準日付をもって退職した者については支給しない。	(1) 基準額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事項 級地</th> <th rowspan="3">定率 分</th> <th colspan="3">定額分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> <tr> <th>%</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>45</td> <td>26,800</td> <td>17,870</td> <td>8,930</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>35</td> <td>20,100</td> <td>13,400</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>25</td> <td>16,750</td> <td>11,170</td> <td>5,580</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>18</td> <td>11,390</td> <td>7,590</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>10</td> <td>6,700</td> <td>4,470</td> <td>2,230</td> </tr> </tbody> </table>	事項 級地	定率 分	定額分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	%	円	円	円	5級地	45	26,800	17,870	8,930	4級地	35	20,100	13,400	6,700	3級地	25	16,750	11,170	5,580	2級地	18	11,390	7,590	3,800	1級地	10	6,700	4,470	2,230	8月10日	49.8.10 から改定
事項 級地	定率 分	定額分																																									
		世帯主である職員			その他の職員																																						
		扶養親族あり	扶養親族なし																																								
%	円	円	円																																								
5級地	45	26,800	17,870	8,930																																							
4級地	35	20,100	13,400	6,700																																							
3級地	25	16,750	11,170	5,580																																							
2級地	18	11,390	7,590	3,800																																							
1級地	10	6,700	4,470	2,230																																							